行政書士しが

発行所　滋賀県行政書士会
発行人　井上超由／編集人　奥野慎太郎
所在地　滋賀県行政書士会館
〒520－0056
大津市末広町２－１（ＪＲ大津駅前徒歩１分）
TEL(077)525-0360・FAX(077)528-5606
E-mail：shigakai@gyosei-shiga.or.jp
URL：http://www.gyosei-shiga.or.jp/

行政書士の信頼向上を目指して

副会長　神山　由美子

令和２年も師走となりました。

今年は新型コロナウイルス感染症という今まで人々が経験したことのない脅威が世界中を襲い、社会生活や経済活動が停滞し、終息の見込みも立てられぬまま年末を迎えることとなりました。コロナ禍は社会秩序だけでなく、不安やストレスなど人々の心の健康にも深刻な影響を及ぼし、感染拡大による社会の混乱は長期化の様相を呈しております。

予想もしなかったこのような事態の中で、われわれ行政書士に対しては、総務省や地方公共団体等から緊急的支援要請への対応が求められています。給付申請手続きに関する無料電話相談窓口の設置やそのサポート体制強化など、滋賀会におきましても、日々会員の皆さまの積極的なご尽力により貢献活動が続けられているところです。まさに、行政書士制度の目的「行政に関する手続きの円滑な実施に寄与するとともに、国民の利便に資し、もって国民の権利利益の実現に資すること」に取り組み、その真価を発揮すべき機会でもあるのではないかと感じております。そして、このような時代であるからこそ、私たちは制度の趣旨をしっかりと理解し使命感を持って、その存在意義を高められるよう社会的な役割を担っていかなければならないと考えるところです。また、個々の行政書士はその使命を果たすための基本姿勢として行政書士倫理を今一度確認し、身につけておかなければならないと考えます。

そんな折柄、滋賀会では去る11月1日に「合同研修会」として、毎年恒例の倫理研修を実施いたしました。感染症対策に十分配慮したうえでの対面研修とさせていただきましたが、大変多くの方にご参加いただき、会員の皆さまの行政書士としての倫理意識の高さを実感しました。

この研修では、滋賀県警察本部刑事部組織犯罪対策課および大津公証役場より講師をお招きし、行政書士が心得ておくべき倫理観の再確認とそれが欠如した場合に起こり得る危険性について、内容の濃い具体的でわかりやすいご講義をいただきました。

県警本部の青山警部のご講義では、滋賀の暴力団情勢の現状をご説明いただき、暴力団等から不当要求を受けた場合の基本的対応要領について、大原則、平素の対応、有事の対応について具体例とともにご紹介いただきました。また、暴力追放推進センターの活動内容についても説明いただき、安全で明るく住みよい社会の実現を

目指し様々な活動がなされていることを知りました。また、大津公証役場の白髭公証人からは、元検事のご経験から、刑事手続の概要についてご講義いただきました。警察と検察の関係、身柄事件と在宅事件についてどんな場合に身柄事件（逮捕拘留する事件）となるのか、逮捕要件、拘留要件についてもご説明いただきました。処分を決めるのは検察の専権であること、起訴と不起訴の分岐点においては事情の総合判断が行われるということ。また、過去の処分事例から、行政書士が陥りやすい犯罪についてもお話しいただき、成年後見人等としての業務上横領や文書偽造（職務上請求書の偽造、在留資格の虚偽申請）、行政書士法違反として無資格者の行政書士業務、行政書士による他士業法違反等、刑事事件の事例から注意すべき事柄についてご指導いただきました。また、公証業務の概要についてもお話いただき、行政書士として公正証書作成に関する依頼に対応する際に必要な知識や情報についてわかりやすく説明いただきました。参加いただきました方にとっては、今回実施しました「合同研修会」は有益な時間となったことと存じます。

つい先日からも、業務上横領や出入国管理法違反、また、背任の容疑などで行政書士が逮捕されるという報道が立て続けになされております。このような報道は行政書士への信頼失墜につながり、危機感を持たざるを得ません。会員の皆さまにおかれましては、依頼された業務の遂行上必要な倫理観と知識・情報の取得にご努力いただきますとともに、当会において実施する倫理研修等に積極的にご参加いただき、行政書士として常に高い倫理観を持って職務にあたっていただきますようお願い申し上げる次第です。